

平成 16 年 5 月 2 日

アテネパラリンピック
選手個人への取材について

アテネパラリンピック選手個人への報道目的の取材については、当連盟が調整することはありません。

選手個人またはその選手の所属するクラブ、コーチ、父兄とご相談下さい。

ただし、取材の有資格者や肖像権などは、当連盟のメディアガイドに沿った運用となりますので、ご承知下さい。

選手へは下記の内容を通知しています。

- 1、選手は、自分自身あるいは自分の氏名、写真、競技実績、サイン等を商行為として、テレビ・ラジオコマーシャル、インターネットホームページ、ポスター、新聞、雑誌、パンフレット、チラシ、などの広告媒体物に使用させてはならない。
ただし、上記の商行為で生計を立てている選手は別途協議する。
- 2、商行為であっても、IPC,JPC,日本身体障害者水泳連盟が推進する肖像権を含む、プログラムに該当する場合は、契約に基づいて許可する。
- 3、水着及び衣服・持ち物に IPC、JPC、日本身体障害者水泳連盟が許可したメーカーの商標・商品名、所属チーム名、都道府県名以外の広告物を付して競技するときは事前の届出をして連盟の許可が必要。
(アテネに関しては IPC の規制があるので、注意が必要である。)
- 4、障害者水泳競技の発展を目的とした水泳教室、講習会の主催、協力は事前の届出をして連盟の許可が必要。
- 5、映画、演劇、テレビ・ラジオ放送、インターネットホームページ、雑誌、新聞などの座談会、その他これに準ずる行事に出演または参加するときは、事前の届出をして連盟の許可が必要。
- 6、一般的な報道目的のための取材については個人の判断とするが、参考のために掲載されたものを、連盟まで送付すること。